

令和元年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
17	R1.10.4	R1.10.8	火を使用する設備等の設置(変更)届出書(平成19年8月28日19神予(火)第18号)のうち、1階、2階部分のダクト図	2	●															東京消防庁予防部予防課
18	R1.9.30	R1.10.9	〇(東京都渋谷区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成31年3月8日30渋予(報)第3986号)	176	●						●	●							(2号)氏名の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (4号)印影の情報は、公にすることにより、偽造等の犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部査察課
19	R1.10.3	R1.10.9	東京消防庁池袋合同庁舎(30)電気設備改修工事の代価表一式 東京消防庁本町待機宿舎(30)改築電気設備工事の代価表一式	199	●															東京消防庁総務部施設課
20	R1.10.4	R1.10.9	令和元年9月〇日〇時〇分ごろ、東京都小金井市〇丁目〇番〇号で発生した水防活動に関する水防活動状況表(個人情報を除く。)	2	●									●						東京消防庁警防部特殊災害課
21	R1.9.25	R1.10.9	防火対象物使用開始届出書(平成27年3月18日27深予(使)第435号)	11	●							●							(4号)住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課
22	R1.9.25	R1.10.9	防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和47年12月26日堤予(収)第121号)	14	●															東京消防庁予防部予防課
23	R1.9.26	R1.10.10	上野消防署における令和元年8月8日(木)の当務職員により作成された当務報告	2	●						●								(2号)指令内容の一部、活動内容の一部、住所の一部、部屋番号、氏名、印影は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、出場先、種別、性別年齢、傷病名(程度)、医療機関名、活動概要は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	東京消防庁企画調整部企画課
24	R1.10.3	R1.10.10	荏原消防署ほか4か所(31)電灯設備改修工事の特記仕様書	26	●															東京消防庁総務部施設課
25	R1.9.30	R1.10.11	四谷消防署新宿御苑第1救急隊及び新宿消防署大久保救急隊の救急出場(令和元年8月〇日〇時〇分覚知)に関する様式第34号複数隊出場事案記録票、様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票(基本情報)、様式第36号の2傷病者記録票(観察・救急処置)及び様式第36号の3傷病者記録票(医療機関選定)	9	●						●								(2号)氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁救急部救急管理課

令和元年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
26	R1.9.20	R1.10.11	○(千代田区○丁目○番)に係る、次の公文書 1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成24年2月22日23趣予(報)第762号)(27枚) 2 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成24年12月12日24趣予(報)第635号)(23枚)	54	●			●											保存期限の経過により廃棄済であり、現在は存在しない	東京消防庁予防部査察課
27	R1.9.13	R1.10.11	立川消防署ほか5か所(31)電灯設備改修工事の特記仕様書及び共通費計算書	31	●															東京消防庁総務部施設課
28	R1.9.30	R1.10.11	1 4階建て部分の工事整備対象設備等着工届出書(平成17年11月22日洪予(着)第290号)のうち、自動火災報知設備の系統図及び配線図の記載された各階平面図(5枚) 2 4階建て部分の消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成22年8月25日洪予(設)第69号)のうち、自動火災報知設備の感知器移設後の配線図の記載された平面図(1枚)	6	●															東京消防庁予防部予防課
29	R1.7.5	R1.10.15	広聴事務処理票(2019年6月17日王子消防署あて)	1		●					●								(2号)特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁企画調整部広報課
30	R1.10.8	R1.10.15	○(東京都文京区○丁目○番○号)に係る防火管理者選任(解任)届出書(平成19年6月1日19郷駒(防)第14号)	1	●															東京消防庁予防部防火管理課
31	R1.10.9	R1.10.17	○(東京都渋谷区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち、別記様式第1(平成30年8月30日30洪予(報)第1684号)(1枚)	1	●															東京消防庁予防部査察課
32	R1.10.8	R1.10.17	○(東京都文京区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和元年6月18日31郷予(報)第275号)のうち消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書別記様式第1	1	●															東京消防庁予防部査察課
33	R1.8.20	R1.10.17	火災調査書類(平成31年2月27日30八元(調)第21号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)及び現場見分調書(様式第18号及び様式第26号)	43		●					●				●				(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課

令和元年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
34	R1.10.7	R1.10.18	1〇(東京都大田区〇丁目〇番〇号)に係る次の公文書 (1) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成21年11月17日21大予(報)第789号) (2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成26年9月8日26大予(報)第643号) (3) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成28年3月18日27大予(報)第2212号) 2 〇(東京都大田区〇丁目〇番〇号)に係る次の公文書 (1) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成26年9月8日26大予(報)第644号) (2) 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成28年3月18日27大予(報)第2213号)					●										保存期限の経過により廃棄済みであり、現在は存在しないため	東京消防庁予防部査察課
35	R1.10.7	R1.10.18	〇(東京都文京区〇丁目〇番〇号)に係る次の公文書 1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成30年8月22日30小予(報)第610号) 2 立入検査結果通知書(平成30年1月30日交付) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成30年8月22日30小予(報)第610号)に対応する改修(計画)報告書	31		●												(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため (4号)印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用され、財産が脅かされるおそれがあるため	東京消防庁予防部査察課
36	R1.10.7	R1.10.18	〇(東京都文京区〇丁目〇番〇号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成30年8月22日30小予(報)第610号)に対応する改修(計画)報告書					●											東京消防庁予防部査察課
37	R1.10.11	R1.10.21	〇(東京都中央区〇丁目〇番〇号)に係る消防計画作成(変更)届出書(平成11年5月11日11京予(防)第955号)	25	●														東京消防庁予防部防火管理課
38	R1.10.7	R1.10.21	1 〇(新宿区〇-〇-〇、〇-〇の建築工事について平成29年6月2日に実施した、中間検査の結果 2 検査結果書(平成29年8月10日交付29新予(使)第21号)(1枚) 3 検査結果書(平成29年8月10日交付29新予(使)第42号)(1枚) 4 検査結果書(平成29年8月10日交付29新予(設)第80号)(1枚) 5 検査結果書(平成29年6月12日交付29新予(電)第4号)(1枚)	4		●	●		●									(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため (不存在)請求のあった文書については、協議を行っておらず、実施機関では作成及び所得をしていないため。	東京消防庁予防部予防課
39	R1.10.7	R1.10.21	1 消防用設備等設置届出書(平成3年9月10日品予(設)第606号)のうち、自動火災報知設備の系統図及び平面図(12枚) 2 消防用設備等設置届出書(平成13年11月14日13品予(設)第683号)のうち、自動火災報知設備の平面図(1枚) 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成21年7月24日21品予(設)第379号)のうち、自動火災報知設備の平面図(1枚) 4 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成25年11月6日25品予(設)第753号)のうち、自動火災報知設備の平面図(1枚) 5 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成30年5月24日30品予(設)第344号)のうち、自動火災報知設備の平面図(1枚)	16		●			●									(2号)氏名等の情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため	東京消防庁予防部予防課
40	R1.10.8	R1.10.21	消防用設備等設置届出書(昭和61年8月9日清予(設)第161号)のうち、1、2階平面図、及び系統図	3		●			●	●								(2号)住戸の情報は個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (4号)住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課

令和元年度 公文書開示（10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
47	R1.10.24	R1.10.29	○(東京都杉並区○丁目○番○号)に係る消防用設備等点検結果報告書(令和元年7月2日荻予(報)第423号)	18	●															東京消防庁予防部査察課	
48	R1.8.28	R1.10.29	火災調査書類(平成31年2月28日31予四(調)第16号)のうち、火災調査書(様式第15号及び様式第15号の2)、出火原因判定書(様式第16号及び様式第26号)、火災出場時における見分調書(様式第17号及び様式第26号)、現場見分調書(様式第18号及び様式第26号)、現場質問調書(様式第19号及び様式第26号)、建物・収容物損害調査書(様式第23号)	69		●					●				●					(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に著しい支障を来すおそれがあるため	東京消防庁予防部調査課
49	R1.9.26	R1.10.29	令和元年9月○日に杉並区○丁目で発生した危険排除に関する以下の公文書全て 消防活動表、消防活動報告(荻窪指揮)、消防活動報告(下井草2)、小隊活動表、消防活動総括表	6		●					●									(2号)氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁警防部特殊災害課
50	R1.10.18	R1.10.29	防火対象物使用開始届出書(平成31年3月14日30牛予(使)第305号)のうち、第3号様式の2	2	●															東京消防庁予防部予防課	
51	R1.10.24	R1.10.30	○(東京都中央区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(平成30年10月17日30京築(報)第69号)(16枚)	16	●															東京消防庁予防部査察課	
52	R1.9.26	R1.10.30	広聴事務処理票(2019年9月10日荻窪消防署あて) 広聴事務処理票(2019年9月16日荻窪消防署あて) 広聴事務処理票(2019年9月20日荻窪消防署あて)	3		●					●									(2号)特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁企画調整部広報課
53	R1.10.16	R1.10.30	防火対象物使用届出書その1(昭和48年6月5日品予(収)第97号)のうち、各階平面図、及び立面図	8	●															東京消防庁予防部予防課	
54	R1.10.21	R1.10.30	防火対象物使用(変更)届出書その1(昭和54年2月20日堤予(使)第41号)のうち各階平面図	6		●					●	●								(2号)住戸の情報は個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (4号)住戸の共用部の情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため	東京消防庁予防部予防課